

一般社団法人日本モルック協会

寄付金等取扱規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という。）が受領する寄付金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

1 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）一般寄付金 本法人の事業及び運営を円滑に進めることを目的とするもので、広く一般社会（本法人に関係する団体を含む。以下同じ。）に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金

（2）使途特定寄付金 本法人があらかじめイベント・大会の開催等の使途を特定して、一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

（3）特別寄付金 前各号のほか、使途及び運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条（一般寄付金の募集・使用期間等）

本法人は、常時一般寄付金を募ることができる。その使途及び使用期間については、次の各号のとおりとする。

（1）一般寄付金については、寄付者が使途を指定することはできない。

（2）一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集し、理事会の議を経て使途を特定しなければならない。

（3）一般寄付金の受入れ時に特段の取決めがない場合は、その使用期間は受入れから3年間とする。

（4）前号の使用期間経過後、適正かつ合理的な理由があると理事会で認めた場合は、使用期間を延長し、又は使途を変更することができる。

第 4 条（使途特定寄付金の募集）

- 1 使途特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、第 2 項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 2 使途特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、寄付目的事業の全部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30% 以下でなければならない。

第 5 条（募金目論見書の交付等）

- 1 使途特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄付した者に対し、募金目論見書を事後に交付することをもって足りる。

第 6 条（受領書等の送付）

- 1 寄付金等を受領したときは、寄付者に対し、遅滞なく礼状及び受領書を送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付金等である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第 7 条（募金に係る結果の報告及び公表）

- 1 本法人は、使途特定寄付金の募集期間終了後速やかに、寄付者に対し、寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。
- 2 前項の報告に代えてホームページ上で公表する場合は、寄付者を識別し得る情報を掲載しないものとし、寄付金総額、使途、実施状況その他必要な事項を公表することができる。
- 3 寄付者の氏名若しくは名称、寄付額その他寄付者を特定し得る情報は、法令に基づく場合を除き、ホームページその他の方法により公表しないものとする。

4 本法人は、使途特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、第2項及び前項の定めに従いホームページ上で公表することをもって代えることができる。

第8条（特別寄付金）

1 本法人は、個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の特別寄付金について、寄付者から資金使途及び管理運用方法について条件が付されているとき、又は当該特別寄付金を受領することにより本法人が何らかの負担を負うこととなるときは、その受領につき理事会の承認を得なければならない。

3 本法人は、寄付金が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退し、既に受領した寄付金については返還その他必要な措置を講ずることができる。

(1) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減を来す結果となる場合

(2) 寄付金の受入れに起因して、本法人に著しい資金負担が生ずる場合

(3) 本法人の業務の遂行上支障があると認められる場合又は本法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(4) 寄付者に寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与することを求められる場合

(5) 寄付者が寄付金の経理について監査を行うことを求める場合

(6) 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すことができる条件が付されている場合

(7) 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡し、又は使用させることを求められる場合

(8) その他理事会が本法人の運営上支障があると認める条件が付されている場合

4 本法人は、寄付申込者、寄付者又はその役員、主要な関係者その他これらに準ずる者が、別に定める反社会的勢力との関係遮断に関する規則に定める反社会的勢力に該当し、又はこれと社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合には、当該寄付金を受領せず、又は受領後であっても返還その他必要な措置を講ずることができる。

5 本法人は、前項の確認のため必要があると認めるときは、寄付申込者又は寄付者に対し、必要な資料の提出その他の協力を求めることができる。

第 9 条（個人情報保護）

寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

第 10 条（使途変更）

1 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄付金の使途を変更することができる。

（1）寄付目的が達せられ、寄付金に残額が生じた場合

（2）適正かつ合理的な理由により、寄付金の使用内容等を変更する場合

2 前項第 2 号の場合は、事前に寄付者から同意を得るものとする。ただし、寄付者の死亡、失踪、意思能力の欠如その他の事由により同意が得られない場合には、この限りではない。

第 11 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第 12 条（施行）

この規程は、理事会の決議の日から施行する。

制定日：2026年7月19日

施行日：2026年7月19日